

No.	資料名等	項目	該当箇所								質問・意見	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア					
1	基本協定書(案)	特別目的会社の設立	1			3	3					但し書きについては、本事業及び市に実質的に影響を与えない出資比率の変更かと存じますので、出資比率の変更につき「協議に応じる」ではなく、「認める」と修正して頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。
2	基本協定書(案)	事業契約	2			6	2					第6条2に「乙のいずれかが本事業の入札参加資格を欠いた場合～締結しない。」と記載ありますが、構成会社のうち1社が参加資格要件を欠いた場合は、参加資格要件を欠いた1社のみが入れ替わることでグループとしての参加要件は満たすという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	基本協定書(案)	事業契約 第6条2項 第6条6項	2			6	2					本事業の継続性を鑑み、入札参加資格を欠く構成員が出た場合でも、残存構成員により継続要件を満たしていれば、2項「事業契約を締結しない」や6項「違約金の請求」の適用を除外する『但し本事業を遂行できる代替手段を講じた場合を除く』などの但し書きの追記は必要と考えられます。ご検討ください。	修正しました。
4	基本協定書(案)	事業契約	4			6	6					本項及び同条第7項に記載の違約金の連帯債務規定について、原案の通りですと構成企業及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があり参入障壁が高くなるため、乙のうち帰責者が連帯して債務を負担する建付けとなるようご再考願います。	原案のとおりとします。 (原案では特別目的会社が連帯責任を有することとしており、協力企業が責任を負うことのないものと理解します。また、構成企業が負担する連帯債務については、事業者間で協定で事業者が考える負担割合とすることが可能であると考えます。)
5	基本協定書(案)	有効期間										念の為の確認ですが、SPCと貴市との事業契約締結をもって本協定の有効期間は終了するとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定の有効期間は、事業契約終了時(事業契約締結に至らなかったときは、その旨を甲が通知した時)までとなります。基本協定第10条にこの点を明記しました。
6	基本協定書(案)	その他										基本協定書の有効期間に関する定めがございませんので、追記頂きたいと存じます。	No.5回答をご確認ください。